

ウ 児童養護施設等の退所後の支援

児童養護施設等退所後、行き場のない児童等にとって受け入れ先となっている自立援助ホームについて、平成28年3月に2か所目が設置されました。

自立援助ホームや児童養護施設等においては、児童が退所した後も就職活動支援や相談支援を行っており、県では、児童の就職等の際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険料の負担をしています。また、母子生活支援施設の入所者が就職する際に、施設長が身元保証人になり市が損害保険料を負担する場合には、その一部を補助しています。

今後は、児童養護施設等退所後、いつでも気兼ねなく相談ができるよう各機関と連携して適切に指導・助言のできるアフターケア体制の整備を推進します。

エ 食育の推進と口腔機能の育成支援

(ア) 食育の推進

県の第3次食育推進計画では、保育所や幼稚園、認定こども園等における食育に関する計画、指針、目標などの策定100%を目標とし推進しています。

平成26年に行った幼稚園・保育所等における食育の取組に関する調査では、「保護者への食に関する情報提供」が進んでいないことがわかりました。保護者等への情報の提供や職員向け研修会の実施等に努めるとともに、今後も幼稚園、保育所への支援の充実を図ります。

また、地域で食育を実践できる環境を整備するため、食育に関する関係団体、関係機関などと連携を強化していきます。

(イ) 口腔機能の育成支援

乳幼児期の口腔機能については、その後の発達につながる重要な要素であり、育成支援の必要があります。保護者等に対する授乳の仕方や適切な離乳、食べ方の支援等による口腔機能の発達に合った継続した支援について普及啓発を図ります。また、重い病気や障害等により摂食・嚥下機能の獲得や発達が遅れるなどした障害児に対する口腔機能育成の支援にも努めます。

(3) 子どもの就労支援

ア ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所後の就労支援

ひとり親家庭の子どもに対する就業支援については、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行っています。

また、より良い条件での就職や転職につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時にそれぞれ受講費用の一部を支給します。

自立援助ホームや児童養護施設等においては、児童が退所した後も就職活動支援や相談支援をうとともに、県では、児童の就職等の際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険料の負担をしています。

また、母子生活支援施設の入所者が就職する際には、施設長が身元保証人になり市が損害保険料を負担する場合には、その一部を補助しています。

今後は、児童養護施設等退所後、いつでも気兼ねなく相談ができるよう各機関と連携して適切に指導・助言のできるアフターケア体制の整備を推進します。

(P. 49 「ウ 児童養護施設等の退所後の支援」一部再掲)

イ 若者に対する就労支援

ニート等の若者の職業的・社会的自立のためには、支援対象者の把握から就労・定着までを切れ目なく支援する必要があり、関係支援機関によるネットワークの強化に取り組みます。

また、地域若者サポートステーションにおける進路決定率の向上を目指すとともに、平成27年度からは、地域若者サポートステーション事業において、若者が企業等において3～4週間の職場体験を行う「チャレンジ体験支援」事業を実施しており、就労支援の強化に取り組んでいます。

高等学校等を中途退学した若者に対しては、適切な情報提供を行い、相談窓口等の周知を図るとともに、関係機関が連携して就学・就職について支援していくことが必要とされており、学校と関係機関で中途退学者の情報を共有する仕組みや、就職・就学に係る情報をどのようにして中途退学した若者に周知するかについて検討しています。

ウ 高等学校等におけるキャリア教育の充実

高等学校等において、生徒が卒業後の進路を決定する際、行きたい大学や会社について選択し、実現するという進路指導にとどまらず、生徒が生きがいのある生活を実現するため、自己の在り方や生き方について考え、主体的に進路を決定できるようなキャリア教育の充実に取り組みます。

(P. 40 「(イ) 高等学校等」再掲)

エ 特別支援学校における就労支援

就労支援員を知的特別支援学校に配置し、就労体験先や就労先の開拓を行うとともに、1年生進路ガイダンスの実施による生徒、保護者の就労への意識の向上、企業採用担当者学校見学会や卒業生就労定着支援の実施による就労促進や離職防止に努めます。

(4) 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備

ア 生活困窮者に対する包括的な支援体制の構築

平成27年度から「生活困窮者自立相談支援事業」の実施が福祉事務所設置自治体に義務付けられたことにより、県内すべての自治体において生活困窮者に対する包括的な相談支援を行う体制が整備されました。

今後は、地域の様々な関係機関との有機的な連携体制の構築に取り組みます。なかでも学校との連携は非常に重要であることから、積極的に推進していきます。

(P.37 「ア 生活困窮者自立相談支援事業における連携体制の構築」、P.45 「(ア) 生活困窮者自立相談支援事業による自立支援」一部再掲)

イ 妊娠・出産・子育てにおける包括的な支援

支援が必要な妊産婦を早期に把握し、妊娠期から継続した支援や産後の早期支援につなげるため、医療機関や市町村と連携の上、「県妊産婦支援事業」による妊産婦支援連絡票等を活用することにより、市町村が支援の必要な妊産婦をすべて把握し、早期に支援を開始できる体制を推進します。市町村単独では人材確保が難しい相談事業については、保健福祉事務所で対応します。

また、市町村が妊娠期から子育て期にかけて切れ目なく総合相談支援体制をとる「妊娠出産包括支援事業」に取り組むよう連絡調整会議や情報提供を行います。

(P.46 「イ 支援の必要な妊産婦の早期把握と支援の開始」再掲)

ウ 学校生活に関する相談支援と福祉との連携

総合教育センターでは、学校・園の生活や学業、いじめや不登校、発達や子育て等の課題に関して児童生徒や保護者等を対象とした相談支援を実施するにあたり、児童相談所等の関係機関と連携を図り、迅速な対応を心がけています。

また、状況に応じて、福祉面を含めて関係機関と緊密に連携を図ることにより、問題の早期対応、早期解決につなげることなどを、教職員研修において取り上げています。

各教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカーについて、事例検討会議や保護者面接等において積極的に活用されるよう周知に努めます。